

愛知学院大学産業研究所規程

(名称・場所)

第1条 本大学商学部に、愛知学院大学産業研究所（以下「本研究所」という。）を置く。

(目的)

第2条 本研究所は、産業、経済の各分野の研究を目的とする。

(事業)

第3条 本研究所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 産業、経済に関する理論的、実証的調査研究
- (2) 研究所報の刊行
- (3) 研究叢書の刊行
- (4) 研究会・講演会の開催
- (5) 研究資料の収集・整理・保管及び利用に関する便益の提供
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本研究所に、所長、幹事、所員及び事務職員を置く。

2 本研究所に、研究に専従する研究員を置くことができる。

(所長)

第5条 所長は、所員総会の推薦により、学長が委嘱する。

2 所長は、本研究所を代表し、本研究所の運営一般を統括する。

(幹事)

第6条 幹事は、所員総会において、所員のなかから選出する。

2 幹事は、研究所事務の円滑な運営をはかり、研究所報の編集等を行う。

(所長・幹事の任期)

第7条 所長及び幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(所員)

第8条 (1) 所員は、商学部の専任教員とする。

(2) 前号のほか、所長は、所員総会の議を経て、本大学専任教員を所員に委嘱することができる。

2 前項第2号の所員の任期は1年とし、所員総会の議を経て更新できる。

(研究員)

第9条 研究員の種類、待遇、義務及び採用手続きについては、別に定める。

2 研究員の任期は1年とし、運営委員会の議を経て更新できる。

(所員総会)

第10条 本研究所に、運営に関する基本方針を決定し、予算及び決算を審議するため、所員総会を置く。

2 所員総会は、全所員をもって構成し、所長が議長となる。

- 3 所員総会は、所長が招集する。ただし、全所員の4分の1以上の要求がある場合には、所長はすみやかにこれを招集しなければならない。

(運営委員会)

第11条 本研究所に、所員総会において定められた基本方針及び予算にしたがい、事業の運営に関する問題を議決するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は8名をもって構成し、そのうち6名は、所員の互選により選出する。所長及び幹事は運営委員とし、所長が運営委員会の座長となる。
- 3 座長は、運営委員会を招集する。ただし、運営委員の要求のある場合には、座長は、すみやかに運営委員会を招集しなければならない。
- 4 運営委員の任期は2年とし、1年ごとに委員の半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第12条 本研究所は、必要に応じて、委員会を置くことができる。

(定足数・議決)

第13条 所員総会、運営委員会及び第12条に定める委員会は、それぞれの構成員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決することはできない。

- 2 所員総会及び運営委員会の議事は、別に定めのある場合を除いて、出席者の過半数で議決をし、可否同数のときは、所員総会においては議長、運営委員会においては座長の決するところによる。

(事務局)

第14条 研究所事務の円滑な運営をはかるため、本研究所に事務局を置く。

- 2 事務局は、幹事及び事務職員で構成する。

(経費)

第15条 本研究所の経常費は、本大学の年間研究予算その他をもってあてる。予算及び決算は、所員総会の議を経るものとする。

(細則)

第16条 本規程に定めるもののほか、本研究所に必要な細則は別に定める。細則は運営委員会の議を経て、所員総会が承認することを必要とする。

(規程改正)

第17条 本規程の改正は、所員総会において全所員の3分の2以上の賛同をえて、商学部教授会の議を経て、学長が承認することを必要とする。

(施行期日)

附 則

本規程は、平成6年4月1日より施行する。

本規程は、平成11年2月12日より改訂施行する。